

地域を支える介護施設等事業者の皆様を応援します！



令和8年度 山形県

介護施設等に対する サービス継続支援事業費



補助金 (食材料費補助) のご案内

食材料費等への
支援です

受給には
申請手続きが
必要です



申請受付期間

令和
8年

8月10日(月)



令和
8年

9月4日(金)

山形県では、食事を提供する必要がある介護施設等が、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、**食材料の購入費等に対する支援を行うことを目的**とし、県内で対象施設等を運営する者に対し補助金を交付します。

申請等の流れ

令和8年8月10日～9月4日

県に補助金を申請

交付申請書を申請フォームより提出

(領収書等と預金通帳等の
写しの添付が必要です)

申請方法は
チラシ裏面を
チェック！

10月下旬頃

県から交付決定及び
額の確定通知の郵送

県から補助金の支払い

※「令和7年度山形県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金」と異なり、概算払請求書の提出は不要です。
※交付申請書は実績報告書を兼ねるものになります。

問い合わせ・申請書提出先

山形県介護施設等に対するサービス継続支援事業費補助金事務局

県事業受託者：株式会社日専連ライフサービス

コールセンター

050-5865-0539

受付時間
平日9:00～17:00

※土日・祝祭日を除く

事務局
ホームページは
こちらから



<https://yamagata-kaigo-shisetsu.jp/>

支給対象者

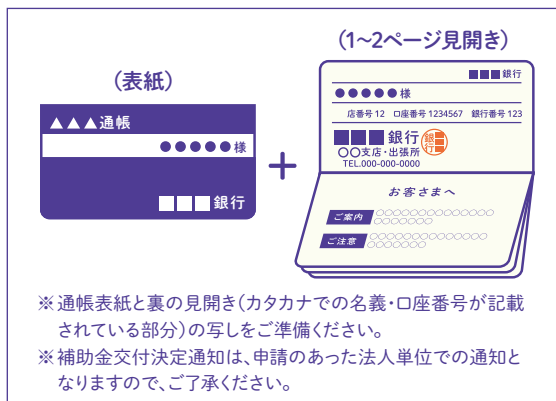
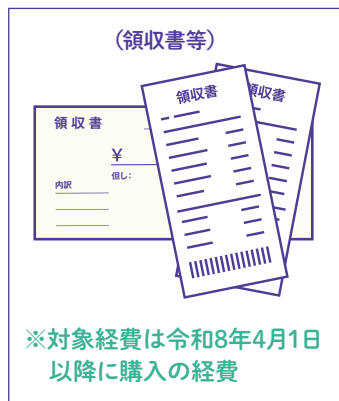
令和7年12月1日現在において、下記表の第1欄に掲げる対象施設等を県内で運営する者。

対象施設及び基準額

1 対象施設等	2 基準額	3 補助対象経費
■ 介護老人福祉施設 ■ 地域密着型介護老人福祉施設 ■ 介護老人保健施設 ■ 介護医療院 ■ 養護老人ホーム ■ 軽費老人ホーム ■ 短期入所生活介護事業所	6,000円 ／定員 ※ 定員は令和8年4月1日現在のものとする。	・食材料費 ・委託料 ・その他 これらに類する経費 ※ 消費税及び地方消費税に係る経費は補助対象外とする。

申請方法

「食材料費等の領収書等の写し」と「振込先が分かる書類(預金通帳等)の写し」をご準備いただき、右記の二次元コードの申請フォームより申請ください。



24時間
受付可能で便利!

申請フォームからの
手続きが便利です



※1領収書など「支払完了を確認できる書類(支払日・金額・支払先等が確認できるもの)」の写しを提出してください。
※2領収書等に支払いの名目の記載がない場合、別途「名目が確認できる書類(請求書、明細書等)」の写しを提出してください。
※3ネットバンキングの画面の写しを提出される場合、「支払完了画面」の写しを提出してください。

フォームからの申請以外を
ご希望の方は問い合わせ番号
までご連絡ください。

050-5865-0539

受付時間 平日9:00~17:00
※土日・祝祭日を除く